

平成 23 年度 APEC エンジニア（建築構造技術者）審査 審査申請書（新規用）記入にあたっての注意事項

平成 23 年 8 月

申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができなくなりますので、「審査申請総合案内 2 - 5（3）申請に必要な書類」をよくご確認の上、申請して下さい。

また、審査は申請書に記入された内容をもとに行いますので、審査申請総合案内書にある申請書の記入例及び下記をよく読んで記入して下さい。必要な事項が記入されていないものは、審査の対象とならず、その結果、要件を満たしていると認められない場合がありますのでくれぐれもご注意下さい。

審査申請書は、当センターのインターネットホームページからダウンロードできますので、必要に応じてご活用下さい。

※なお、前年度までの申請書様式は使用できませんのでご注意下さい。

1. 申請書全般

日本語の申請書は楷書で記入し、英語のものについては、ヘボン式ローマ字を用い、活字体（署名欄を除く。）により黒ペン又はボールペン（鉛筆は不可）で記入して下さい（ダウンロードした様式にワープロ打ちしたもの可。ただし、様式 1 の「宣誓」欄、別紙の「推薦者氏名」欄及び「Signature」欄は要自署）。また、申請書のそれぞれの右下ページ欄にページ数を記入して下さい。審査は和文申請書で行いますが、国際的監査等があった場合、英文申請書が用いられます。従って、和文と英文の申請書の記載内容（プロジェクト数及び内容）に相違がないようにして下さい。相違が認められた場合は、審査できない場合があります。また、登録後に相違が発覚した場合、登録を取消される場合があります。

2. 様式 1：一般事項

①「宣誓」欄

冒頭枠内の申請者氏名は、必ず自署により記入すること。

②「一級建築士登録番号」欄、「二級建築士登録番号」欄、「建築構造士登録番号」欄及び「構造設計一級建築士交付番号」欄

一級建築士登録番号、登録年及び試験合格年を必ず記入すること（試験合格年はわかる方のみ）。

建築構造士は建築構造士の登録番号及び登録年も記入すること。構造設計一級建築士は構造設計一級建築士の交付番号及び交付年も記入すること。

二級建築士を取得されている方は、登録都道府県名、支庁・登録機関名（北海道又は兵庫県の登録者のみ）、二級建築士登録番号、登録年を必ず記入すること。

③「勤務先分類」欄及び「職務分類」欄

該当する勤務先分類、職務分類項目に○をつけること。『その他』を選択した場合には具体的業務内容又は職務内容を記入すること。

④「学歴」欄には、高等学校等以降の工学教育を受けたものとし、工学教育を受けたことのない方にあつては、最終学歴を記入すること（卒業（修了）した学歴のみ記入すること。）。また、学科、専攻名まで記入すること。

⑤「職務経歴」欄は、学校卒業後から現在までの職務経歴を記入すること。その際、担当した業務内容をわかりやすく必ず記入すること。

3. 様式 2：7 年（84 ヶ月）間以上の実務経験

①APEC エンジニア要件の「エンジニアリング課程終了後、7 年間以上の実務経験」とは、一級建築士受験資格に基づく大学課程を修了した方の場合、大学のエンジニアリング課程修了後の実務経験を意味する。大学課程を修了していない方については、一級建築士試験合格後の実務経験を意味する。

②建築構造及びそれに明確な関連性を有する実務経験をプロジェクトごとに、担当した期間の新しいものから古いものへ順次記入すること。建築構造に関する実務以外は記入しないこと。

③「構造エンジニアとして担当した期間」欄に記入した期間が、様式 2 に記載した他のプロジェクトの担当した期間と重複するものについては、実務経験の期間として重ねてカウントできない。重複を除き担当期間の合計が、84 ヶ月以上になるようにすること。なお、「構造エンジニアとして担当した期間」とは、プロジェクトそのものの期間ではないので注意すること。

- ④「様式3（2年間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験）と重複するプロジェクトは、様式3のプロジェクトの特徴」欄と「申請者の果たした役割」欄において詳細に記入した場合、様式2の各欄にはその旨（例：詳細は様式3に記載）を示すことで代えることができる。
- ⑤所属部署欄は、出来る限り詳細に記入すること。
- ⑥「プロジェクトの特徴」欄は30文字程度で、「申請者の果たした役割」欄は30文字以上60文字以内で説明すること。
- ⑦担当期間の合計が84ヶ月以上であることをよく確認すること。

4. 様式3：2年（24ヶ月）間以上の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験

- ①「重要なエンジニアリング業務の責任ある立場」とは、一級建築士取得（登録）後の責任ある立場での経験であって、一級建築士取得（登録）以前の経験は対象とならない。
- ②該当する業務は、建築構造に関する業務であって、建築構造に関する業務以外のものは対象とならない。
- ③様式2で記載した「7年（84ヶ月）間以上の実務経験」のプロジェクトがあってもかまわない。
- ④「構造エンジニアとして責任ある立場での担当期間」欄に記入した期間が、様式3に記載した他のプロジェクトの担当した期間と重複するものについては、実務経験の期間として重ねてカウントできない。**重複を除き担当期間の合計が24ヶ月以上になるよう記入すること。**
- ⑤1プロジェクトにつき様式3を1枚使用すること。
- ⑥「プロジェクトの特徴」欄は、100文字以上150文字以内で説明すること。
- ⑦「業務の分類」欄
 - 重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験として該当するものを以下のa、b及びcから選び、○をつけること（複数可）。
 - a：比較的小さな規模の業務について、企画、計画、設計、管理、監理、調整などの大半を実施した経験。
 - b：比較的規模の大きな業務の一部を担当して、業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などを行った経験。
 - c：複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複雑な領域にまたがる業務などを実施した経験。
- ⑧「申請者の果たした役割」欄
 - 選択した業務の分類の番号ごとに、以下に従ってわかりやすく具体的かつ詳細に150文字以上200文字以内で説明すること。
 - aの場合：どのような立場でどのような企画、計画、設計、管理、監理、調整を行ったのかを具体的に記述する。
 - bの場合：プロジェクト中での申請者の立場を明確にした上で、具体的な調整内容や指導内容などを記述する。
 - cの場合：どのように複雑な条件なのか、又は、どのような点がなぜ新しい考え方なのかについての客観的説明を具体的に行う。また、どのような立場で業務を実施したかについても記述する。
- ⑨「図面等」欄（英語版は不要）
 - 構造上の特徴などを示すのに適切な図面等の記入又はコピーの貼付を必ず行うこと（縮尺は自由）。この欄に収まらない場合は、別紙とすることを欄内に明記の上、別途図面を添付しても差し支えない。別紙には、右下にプロジェクト名称を明記し、大きさはA4に収めること（添付の場合は1プロジェクトあたり2枚以内とする。）。
- ⑩「第三者による証明」欄
 - 第三者とは、発注者、その業務を実施していたときの職場上の上司、又は、申請者自らが会社などの代表者の場合は、業界団体、取引相手業者とする。ただし、やむを得ない場合は、経歴を証明することができる立場にある建築構造関係の信頼できる者とすることもできる（友人または部下等は認められない。）。（第三者による証明には必ず、証明者の自署が必要である。（コピーは不可。）また、第三者証明のないプロジェクトは、実務経験として認められない。）
- ⑪担当期間の合計が24ヶ月以上であることをよく確認すること。

5. 推薦書：他の一級建築士による推薦書（2名分）

① 推薦者の資格

推薦時点において一級建築士として登録されている者に限る。
年齢、一級建築士登録後の年数、居住地域、申請者との面識年数などの制限は無し。また、APEC エンジニア資格の有無は問わない。推薦者は2名必要。

② 推薦者の責任

申請者及び申請内容を良く理解して推薦をすること。
必要に応じて事務局より電話、郵便等により推薦を行った旨の事実確認等の照会を行う場合があるので、その際は対応をお願いしたい。
推薦者がその態様にかかわらず推薦の対価を申請者に求め、その事実が判明した場合、その推薦は無効とする。

③ 提出文書

推薦書は申請者が取りまとめ、申請書類と共に事務局へ提出すること。
(※なお、登録更新時においては、他の2名の一級建築士の推薦は求めない。)

6. CPD 実施記録簿：継続的な専門能力開発（CPD）の実施記録

審査の過程で必要に応じて、各申請者あてに問合せ、又はCPDの実施を証明する講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等の提出を求める場合があるので、できる限り正確に記入すること。

① 審査申請総合案内書の「§ 5 継続的な専門能力開発（CPD）について」を熟読した上で記入すること。

② 申請時より遡った2年間（2009年（平成21年）10月～2011年（平成23年）9月まで）に実施したCPD記録を100時間以上記入すること。なお、実施期間の不明なものは審査の対象とならない。

③ 実務学習型は、APEC エンジニアの5要件の1つでもある「2年間の重要なエンジニアリング業務の責任ある立場での経験」相当のもののみを対象とすること。

④ 「形態」欄

『CPDの形態』の表の分類に該当する番号1-1～4-1を記入すること。
なお、分類については、プログラムの内容を審査した上で、申請者が記入したものから変わる場合がありますので注意すること。

⑤ 「分野」欄

『CPDの分野』の表の分類に該当する番号Ⅰ～Ⅳを記入すること。

⑥ 「プログラム名」欄

参加学習型又は情報提供型の場合：講習会名、委員会等の名称を記入すること。
自己学習型の場合：書籍、通信教育名等を記入すること。
実務学習型の場合：プロジェクト等の名称を記入すること。

⑦ 「主催」欄

参加学習型又は情報提供型の場合：主催団体名を記入すること。
自己学習型の場合：著者、出版社名等を記入すること。
実務学習型の場合：会社、部署名等を記入すること。

⑧ 「内容」欄

参加学習型又は情報提供型の場合：講習会の内容を30字程度で記入すること。
自己学習型の場合：内容について180字程度で記入すること。
実務学習型の場合：内容について50字程度で記入すること。

⑨ 「修得した内容」欄

自己学習型又は実務学習型の場合：内容について180字程度で記入すること。

◆ 問い合わせ先

Structural（構造）のうち、建築構造分野の審査・登録に関する問合せ

日本 APEC エンジニア・建築エンジニア資格委員会事務局（（財）建築技術教育普及センター）

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1（兼松ビルディング）

電話 03（5524）3105（代表）

URL <http://www.jaeic.jp/>